

千労基発0528第2号  
令和2年5月28日

各団体 代表者 殿

千葉労働局労働基準部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進について（ご依頼）

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、その拡大範囲が全国に及び、4月7日に7都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、4月16日には全ての都道府県に拡大されました。

5月25日には千葉県を含め緊急事態宣言が全面解除されたところですが、一方で今後も爆発的な感染の拡大を防ぐため「新しい生活様式」の定着を前提とし、対面での打合せは症状がなくてもマスクを着用する、こまめに換気を行う、テレワークを活用するなど職場においても感染予防に向けた取組が求められています。

このような中、従来より、労働基準法や最低賃金法に定められた手続きのために、多くの使用者の方々に労働基準監督署の窓口にお越しいただいていることから、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申請を利用した届出等を積極的に勧めることといたしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、別添リーフレットを貴会のホームページに掲載いただくなどにより、会員事業場等に広く周知を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。